

次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業 H30年度公募Q&A

[研究開発提案書 中分子/バイオ医薬]

(問1) (様式)研究開発提案書「5.これまでに受けた研究費とその成果等」において、「当該資金制度とそれ以外の研究費に分けて」とあるが、『当該資金制度(this funding system)』とは何か。

(答)日本医療研究開発機構(AMED)の資金制度が該当します。

[若手研究者履歴書/若手研究者育成計画書 中分子/バイオ医薬]

(問2) 別添様式1(若手研究者履歴書)と別添様式2(若手研究者育成計画書)の提出は、研究開発代表者が若手研究者の場合も必要か。

(答)履歴書、育成計画書とも不要です。(e-Radマニュアルの21ページ記載のチェック欄にチェックするのみで結構です)<https://www.amed.go.jp/content/000026062.pdf>

[若手研究者(研究開発代表者)の定義 中分子/バイオ医薬]【2018/01/16追加】

(問3) 若手研究者(研究開発代表者)の定義は何か。

(答)以下の条件のいずれかを満たす者とします。

①平成30年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和53年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和50年4月2日以降に生まれた者)

(ただし、産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができます)

②博士号取得後の期間が8年未満の者。